

改正

令和4年3月29日規則第14号

令和7年3月31日規則第23号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則

(趣旨)

第1条 市長の権限に属する事務の一部（以下「事務」という。）の委任及び補助執行等については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委任等の原則)

第2条 事務の委任及び補助執行等は、行政事務の能率的な処理と一体性の保持を目的とするものでなければならない。

(委任事務)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる機関に同表の右欄に掲げる事務を委任する。

(補助執行)

第4条 市長は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号に掲げるものに当該各号に定める事務を補助執行させる。

- (1) 第180条の2の執行機関の事務局職員又は管理に属する機関の職員 財務に関する事務
- (2) 教育委員会の事務局職員（教育委員会の管理に属する教育機関の職員を含む。） 別表第2に掲げる事務

(協議等)

第5条 市長は、法第180条の2の規定に基づく委員会又は委員（以下「委員会等」という。）との協議は、文書で行うものとする。

2 委員会等は、法第180条の2の規定による事務の委任を受け、又は補助執行をする必要があると認めるときは、文書により市長に対し、前項の協議を求めることができる。

(議会事務局職員の併任)

第6条 市長は、議会事務局の職員に当該事務局に係る予算の執行に関する事務を執行させる。この場合において、議会事務局の職員はその職にある間、法第172条第1項の職員に併任されたものとみなす。

(事務の専決)

第7条 第3条の委任及び第4条の補助執行による事務の執行については、別に定めるもののほか、伊丹市事務分掌規則（昭和38年規則第4号）の例により専決するものとする。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月29日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日規則第23号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2第11項の改正規定（同項を同表第10項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

別表第1

機関	事務
1 教育委員会	1 子ども・子育て支援に係る総合企画及び総合調整に関すること。 2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 3 伊丹市子ども・子育て審議会に関すること。 4 次世代育成支援行動計画に関すること。 5 青少年の健全育成に係る総合企画及総合調整に関すること。 6 伊丹市青少年問題協議会に関すること。 7 人権保育に関すること。 8 就学前の児童に関する施策の企画及び推進に関すること。 9 待機児童の解消に関すること。
2 病院事業管理者	1 病児・病後児保育に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。
3 上下水道事業管理者	1 簡易専用水道設置者の指導に関すること。 2 かんがい用施設の新設・改良及び維持管理に関すること。 3 水利組合等との連絡調整に関すること。

別表第2

補助執行事務

- 1 伊丹市青少年センターに関すること。
- 2 教育環境保全のための建築等の規制に関すること。
- 3 児童館に関すること（他の部局が所管するものを除く。）。
- 4 育児ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- 5 子育て支援センター事業に関すること。
- 6 子育てオリエンテーション事業に関すること。
- 7 地域における子育て支援ひろば事業に関すること。
- 8 地域子育てバックアップ事業に関すること。
- 9 子育てサークル支援補助金事業に関すること。
- 10 伊丹市こども・教育基金に関すること。
- 11 利用者支援事業（基本型）に関すること。
- 12 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 13 伊丹市立こども文化科学館の管理運営に関すること。
- 14 公立特定教育・保育施設の管理並びに運営の支援及び助言に関すること。
- 15 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認及び指導監督に関すること。
- 16 乳児等通園支援事業に関すること。
- 17 民間保育所の誘致及び開設支援に関すること。
- 18 地域型保育事業の認可に関すること。
- 19 保育施設の建設補助に関すること。
- 20 特定教育・保育施設の入退所事務に関すること。
- 21 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関すること。
- 22 保育料等に関すること。
- 23 子どものための教育・保育給付に関すること。
- 24 保育の民間委託に関すること。
- 25 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への助成に関すること。
- 26 利用者支援事業（特定型）に関すること。
- 27 こども発達支援センターの管理運営に関すること。

28 障害児相談支援事業及び早期療育に関すること。

29 児童発達支援事業に関すること。